

令和4年度限定事業

「長瀬町通いの場づくり事業」

申請の手引き

目 次

1. 補助事業の概要	P 1
2. 補助要件	P 2
3. 申請方法	P 2
4. 申請後の流れ	P 4
5. その他留意事項等	P 6
6. 手続の流れ	P 7

補助金の申請に当たっては、必ずこの手引きをお読みください。

1. 補助事業の概要

1) 事業の目的

新型コロナウイルス感染症による外出自粛により高齢者の交流機会が減少した現状を踏まえ、高齢者が近隣住民との交流機会を増やす手段として、通いの場の整備や支援が必要となっている。町としては、通いの場づくりのきっかけとして、町内の集会所などに移動販売車を定期的に巡回させ、健康相談ができる体制やキャッシュレス決済、高齢者等の見守りなど移動販売以外の付加価値を付け、町内において生鮮3品、加工品及び生活必需品（生鮮3品等）の移動販売をしようとする事業者に対して、予算の範囲内で長瀬町通いの場づくり事業補助金を交付する。

○「移動販売事業」とは

移動販売車（生鮮3品等を販売するための設備を設けた車両）を使用して個々の住居を訪問し、又は町内を巡回して、生鮮3品等を販売するとともに情報通信機器を活用し、買い物する者の利便性の向上に寄与する事業。

○「官民連携事業」とは

事業者が取り組む移動販売を活用し、健康相談や見守りなどの取組を含め、通いの場づくりに官民一体となって取り組む事業

○「高齢者等見守り」とは

事業者は、移動販売事業の開始時に「高齢者等見守りと通いの場づくり支援に関する覚書」を長瀬町と締結していただきます。高齢者等見守りの主な内容は次のとおりです。

- (1) 高齢者等で支援を必要とする人を発見した場合には、本人に確認の上、長瀬町に連絡する。
- (2) 高齢者等の住宅で生活の異変を発見した場合には、長瀬町に連絡する。
- (3) 緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報する。
連絡、通報をした場合及びしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負っていただくことはありません。

2) 募集事業者数

1 事業者

2. 補助要件

1) 補助対象者

次の要件を全て満たす者とします。

- 生鮮3品、加工品及び生活必需品（生鮮3品等）を販売する店舗を有する法人、個人事業主。
 - 町と協議のうえ、通いの場において移動販売事業及び官民連携事業を週1回以上実施し、実施日が1週間に3日以上であること。
 - 5年以上継続して移動販売をする意思を有すること。
 - 町税を滞納していないこと。
 - 長瀬町暴力団排除条例（平成24年長瀬町条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - 移動販売に関する関係法令を遵守すること。
- ※上記の要件を満たせば、個人、法人、団体、いずれも応募できます。

2) 補助対象経費・上限額

＜補助対象経費＞

- 移動販売車の新規購入に要する経費
- 新規購入する移動販売車の改修に要する経費

＜上限額＞

補助対象経費の2分の1以内 上限400万円

【算出した補助金額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てる。】

※ただし、補助金の交付決定後に支出したものに限りません。また、国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助金の交付を受けているものは対象外です。

3. 申請方法

1) 事前相談

申請を希望する方は事前相談が必要となります。

重要事項を確認していただくため、内容のご説明をさせていただくとともに、申請手続についてご案内させていただきます。申請についてご検討いただく際は、お早めに事前相談をしてくださいますようお願いいたします。

事前相談の際には、電話または電子メールでご連絡ください。事前相談の日時、

方法について調整させていただきます。

2) 事前相談窓口、申請先及び申請方法

〒369-1392 長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町役場健康福祉課介護保険担当

電話：0494-66-3115

E-mail：kaigo@town.nagatoro.saitama.jp

- ・申請書類については、持参または郵送により提出して下さい。
- ・郵送での提出の際は、あわせて電話でのご連絡をお願いします。
- ・申請書類は、上記窓口で受領していただくか、長瀬町ホームページからダウンロードしてください。

3) 申請期間

令和4年6月27日(月)から令和4年7月29日(金)まで

9時～17時(窓口での受付は、土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

4) スケジュール

応募締切 令和4年7月29日(金) 17時・必着【厳守】

審査 令和4年8月2日(火)

事業者決定 令和4年8月5日(金)

事業完了 令和4年12月28日(水)まで

手続完了 令和5年1月31日(火)まで

※「事業完了」とは、移動販売車の購入・改修が完了し、納車されることを言います。

「手続完了」とは、納車後の実績報告書の提出から補助金の支払完了までを言います。

5) 申請書類

- ①長瀬町通いの場づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ②事業計画書(様式第2号)
- ③収支計画書(様式第3号)
- ④補助対象経費が確認できる書類(見積書等)
- ⑤誓約書(様式第4号)

6) 重要事項

国の交付金を財源とする補助事業のため、下記の点にご留意ください。

- ・補助金の交付決定後に支出した補助対象経費のみが補助対象となります。
- ・令和4年12月28日（水）までに、新規購入する移動販売車の納車を完了していただく必要があります。
- ・令和5年1月31日（火）までに、補助金の支払までの手続を完了していただく必要があります。
- ・何らかの事情により、開始後5年以内に移動販売を継続できなくなった場合には、補助金を返還していただくこととなります。

4. 申請後の流れ（審査・交付）

1) 申請者の審査方法

申請期間の終了後に事業者選定基準に基づき審査する予定です。申請者に長瀬町役場健康福祉課にお越しいただき、提出していただいた書類の記載内容のほか、事業説明をしていただき審査いたします。

下記の観点で審査し、総合的に判断のうえ事業者を決定させていただきます。

※応募した事業者が1事業者のみであっても審査を行います。

①移動販売事業

○商品充実度

生鮮3品、加工品及び生活必需品（生鮮3品等）の取り扱いについて品揃えについて（品目数や種類など）

○販売ルート

町内全域をすべてを含めた販売ルートになっているか
全域での販売をどのくらいの回数行えるか

○実施体制

移動販売を安定的に実施できる体制が整っているかどうか
キャッシュレス決済ができるか

○継続性

5年以上の期間にわたる移動販売の継続の可能性はどうか
収支見込はどうか

○実績

移動販売または販売の実績があるか

○法令遵守

食品衛生法、道路運送車両法、その他について

○その他提案

強調したい点があるかどうか、独自の取り組みなどあるかどうか

②官民連携事業

○健康相談

健康相談に関するノウハウがあるか

相談業務に携わる方の職種は何か

○通いの場づくり

取組内容が町が求めているものに合致しているか。

○実施体制

事業者が継続的に実施できる体制が整っているかどうか。

2) 審査結果の通知・公表

- ・審査結果については、8月上旬に申請者に通知します。
- ・交付決定には、次に掲げる条件をつけさせていただきます。
 - (1) 対象地域は町内全域において、週3回以上の移動販売を5年以上の期間にわたり継続すること。
 - (2) 補助金は、補助対象経費以外に使用してはならないこと。
 - (3) 補助金の収支に関する帳簿及び領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
 - (4) 移動販売開始時において、長瀬町と「高齢者等見守りと通いの場づくり支援に関する覚書」を締結すること。

3) 実績報告等

- ・交付決定者は、移動販売車の納車後、すみやかに次の書類を添えて長瀬町通いの場づくり事業補助金実績報告書（様式第8号）を提出してください。
 - (1) 移動販売車の車検証の写し
 - (2) 補助対象経費の領収書の写し
 - (3) 移動販売車の写真

4) 補助金の額の確定等

- ・実績報告書の内容を審査して補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（長瀬町通いの場づくり事業補助金交付要綱様式第9号）により、交付決定者に通知します。
- ・交付決定者が、下記のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
 - (1) 告示の規定に違反したとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

5. その他の留意事項等

1) 実施状況等報告

移動販売を開始してから5年間は、長瀬町通いの場づくり事業実施状況等報告書（様式第12号）を年1回、4月末までに提出していただきます。そのほか、必要に応じて状況をお伺いしたり、現地確認をさせていただく場合があります。

2) 財産の保全

補助金により購入した移動販売車は、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の趣旨に従って効果的に運用してくださるようお願いいたします。

何らかの理由で、取得後5年以内に移動販売車を処分することを検討する場合には、必ず長瀬町にご連絡ください。状況を確認し、調整させていただきます。

3) その他

- ・ 提出された書類等は原則返却いたしませんので、提出前に必ず写しを取り、保管するようにしてください。
- ・ その他、補助金の交付決定を受けた場合は、「長瀬町補助金等の交付手続等に関する規則」及び「長瀬町通いの場づくり事業補助金交付要綱」を遵守してください。

6. 手続の流れ

